

福岡市介護予防・日常生活支援総合事業

愛信園デイサービスセンター

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(福岡市指定 第 4071200515 号)

社会福祉法人 筑前早良福祉会

令和6年6月1日

重要事項説明書

当事業所は利用者に対して福岡市介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 筑前早良福祉会
- (2) 法人所在地 福岡県福岡市西区大字吉武 297 番地
- (3) 電話番号 092 - 812 - 3362
- (4) 代表者氏名 理事長 津田鶴太郎
- (5) 設立年月 平成元年 7 月 26 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防通所介護事業所
平成 18 年 4 月 1 日指定 福岡市 4071200515 号
- (2) 事業所の目的 社会福祉法人筑前早良福祉会が運営する「愛信園デイサービスセンター」が行なう福岡市介護予防・日常生活支援総合事業の適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護、介護職員等の従業者が、利用者の社会的孤立感の解消、及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図るため、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 愛信園デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 福岡県福岡市西区大字吉武 297 番地
- (5) 電話番号 092 - 812 - 3474
- (6) 管理者氏名 津田市三郎
- (7) 当事業所の運営方針
 - ①要支援利用者の心身の状態等に応じて、介護・入浴・食事・機能訓練等日常生活全般にわたるサービスを提供する。
 - ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った各種サービスを利用者の選択を重視しながら効率的に提供する。
 - ③本事業の運営にあたっては地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、地域包括支援センター、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
- (8) 開設年月 平成 18 年 4 月 1 日
- (9) 利用定員 18 人（併設の指定地域密着型通所介護事業との合計定員）
- (10) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[指定通所介護介護]	平成 12 年 3 月 6 日指定	福岡市 4071200515 号
[指定短期入所生活介護]	平成 12 年 3 月 28 日指定	福岡市 4071200325 号
[指定介護予防短期入所生活介護]	平成 18 年 4 月 1 日指定	福岡市 4071200325 号
[居宅介護支援事業]	平成 14 年 10 月 1 日指定	福岡市 4071200736 号
[指定介護老人福祉施設]	平成 2 年 7 月 1 日指定	福岡市 4071200325 号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 福岡市西区・早良区・城南区・中央区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	毎日 8時30分 ～ 17時30分
サービス提供時間	毎日 9時15分 ～ 17時30分

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定介護予防型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

又、配置職員の実数は施設内に掲示しています。

職 種	勤務形態	指定基準
1. 事業所長（管理者）	常勤・兼務	1名
2. 介護職員	常勤・専従	2名
3. 生活相談員	常勤兼務各1名	1名
4. 看護職員	常勤・専従又は兼務	1名
5. 機能訓練指導員	常勤・専従	1名
6. 栄養士	常勤・兼務	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間 8:30 ～ 18:00 ☆原則として1名以上の介護職員が勤務します。
2. 生活相談員	勤務時間 8:30 ～ 18:00 ☆毎日1名の生活相談員が勤務します。
3. 看護職員	勤務時間 8:30 ～ 18:00 ☆毎日1名の看護職員が勤務します。
4. 機能訓練指導員	勤務時間 8:30 ～ 18:00 ☆毎日1名の機能訓練士が勤務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の通常9割が介護保険から給付され、差額は契約者の負担となります（介護保険負担割合証記載の負担割合による）。

<サービスの概要>

☆共通的服务

利用者が自立した生活を送るために、利用者の能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助・支援及び訓練を行います。

①食事

- ・食事の準備・介助・支援を行います。
- ・当事業所では栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間) 昼食 12:00 ~ 12:30 夕食 17:00 ~ 17:30

②排泄

- ・利用者の排泄の介助・支援を行いません。

③送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

☆選択的サービス

①運動器機能向上サービス

利用者の状況に応じた計画に基づき運動器の機能向上訓練を行います。

<サービスの利用頻度>

- ・利用する曜日や内容等については、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントプラン（以下、「介護予防ケアプラン」という。）に沿いながら、利用者と協議の上決定し、介護予防通所介護計画又は個別サービス計画に定めます。
- ・ただし、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

<サービス利用料金（1ヶ月あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、利用者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額（7～9割）を除いた金額（自己負担額 1～3割）をお支払い下さい。

（下記サービスの利用料金は、利用者の要支援度に応じて異なります。）

★基本サービス（福岡市総合事業サービス）1単位=10.45円

	要支援度	基本単位	科学的介護 推進体制 加算	サービス提供 体制強化加 算Ⅰ(イ)	単位数 小計	介護職員等 処遇改善加 算(9.2%)	単位数 合計	金額 (円)	利用者負担(1ヶ月)		
									1割	2割	3割
介護予防・日常生活支援 総合事業	要支援1	1,798	40	88	1,926	177	2,103	21,976	2,198	4,396	6,593
	要支援2	3,621	40	176	3,837	353	4,190	43,785	4,379	8,757	13,136

上記金額は凡その金額です。端数処理により若干の前後があります。

- ・利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必

要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ・利用者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)②参照)
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える介護予防通所介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が契約者のご負担となります。

②食事

利用者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金 : 1回あたり 500 円

③レクリエーション、クラブ活動

利用者のご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

利用者及び契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10 円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代 : 実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求致しますので、翌月末日までに窓口でお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

- ・利用予定日の前に、利用者の都合により、介護予防通所介護又は福岡市総合事業サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

- ・月のサービス利用日や回数については、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- ・利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防通所介護計画又は個別サービス計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。
- ・月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計は行いません。
 - ①月途中で要介護から要支援に変更となった場合
 - ②月途中で要支援から要介護に変更となった場合
 - ③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- ・月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- ・サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者及び契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口（担当者）

〔職・名〕 生活相談員 古賀知子（TEL 092-812-3474）

- ・受付時間 毎日 9：00 ～ 18：00

また、ご意見箱（苦情受付箱）を建物内各所に設置しています。

対応方法は、別紙「利用者からの相談又は苦情を処理する為に講ずる措置の概要」に記載しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福岡市西区役所 介護保険担当課	所在地 福岡市西区内浜1丁目4-1 電話番号 092-895-7067 F A X 092-881-5874 受付時間 9:00 ~ 17:00 (平日)
福岡市早良区役所 介護保険担当課	所在地 福岡市早良区百道2-1-1 電話番号 092-833-4356 F A X 092-846-8428 受付時間 9:00 ~ 17:00 (平日)
福岡市城南区役所 介護保険担当課	所在地 福岡市城南区鳥飼6-1-1 電話番号 092-833-4106 F A X 092-822-2133 受付時間 9:00 ~ 17:00 (平日)
福岡市中央区役所 介護保険担当課	所在地 福岡市中央区大名2-5-31 電話番号 092-718-1102 F A X 092-714-2141 受付時間 9:00 ~ 17:00 (平日)
福岡県国民健康保険団体 連合会 介護保険課	所在地 福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7800 F A X 092-543-7857 受付時間 9:00 ~ 17:00 (平日)
福岡県社会福祉協議会 福祉振興部相談課運営適 正化委員会	所在地 春日市原町3-1-7 電話番号 092-811-0232 F A X 092-811-1616 受付時間 9:00 ~ 17:00 (平日)

また、ご意見箱（苦情受付箱）を建物内各所に設置しています。

対応方法は、別紙「利用者からの相談又は苦情を処理するために講ずる措置の概要」に記載しています。

* 要介護施設における高齢者虐待に関する行政の相談窓口

福岡市中央区天神 1-8-1

福岡市相談窓口 TEL092-711-4319

※第三者評価実施の有無：無し

令和 年 月 日

指定地域密着型介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

[説明者]

愛信園デイサービスセンター

生活相談員印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に納得・了解し、下記に署名、捺印を行ないます。

契約者住所

氏 名印

利用者住所

氏 名印

緊急時連絡先

※この重要事項説明書は、厚生省令第35号（平成18年3月14日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階
- (2) 建物の延べ床面積 4,090.14 m²
- (3) 事業所の周辺環境

飯盛山、背振連峰などの山々を望む日向川のほとりに位置し、静観な見晴らしの良い丘陵地からは、北東に福岡市街を一望できる、豊かな景観のもとでお年寄りが安心して過ごせる環境です。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員・・・利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

1名～2名の介護職員を配置しています。

生活相談員・・・利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

毎日1名の生活相談員を配置しています。

看護職員・・・主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

毎日1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員・・・利用者の機能訓練を担当します。

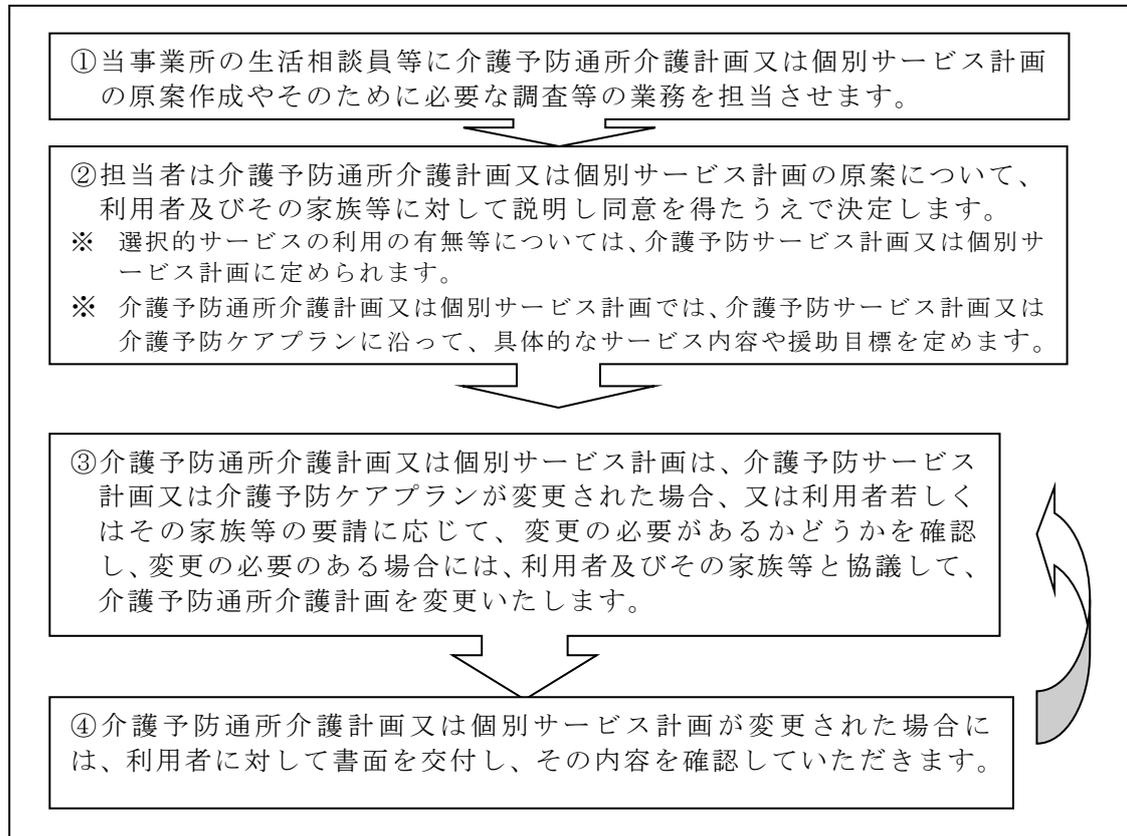
毎日1名の機能訓練指導員を配置しています。

栄養士・・・昼食の献立作成及び栄養ケアを担当します。

1名の栄養士を配置しています。

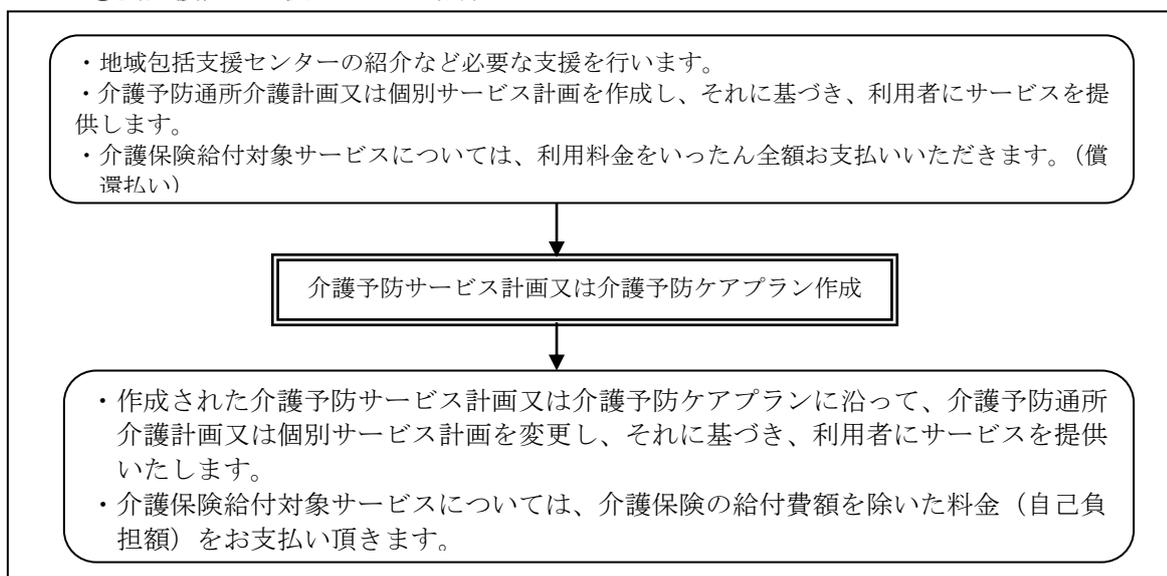
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については「介護予防サービス計画」又は「介護予防ケアマネジメントプラン」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防通所介護計画」又は「個別サービス計画書」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

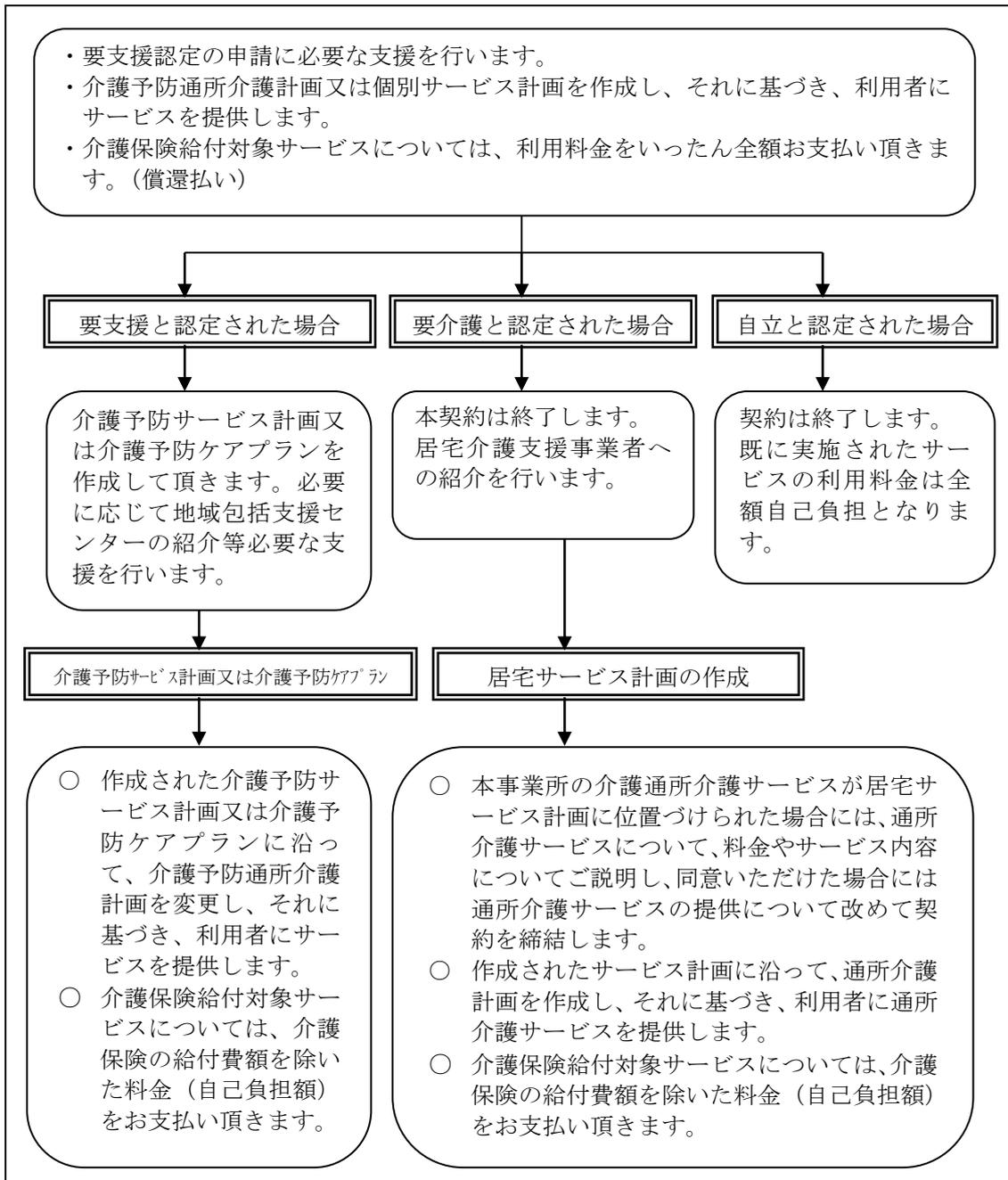


- (2) 利用者に係る「介護予防サービス計画」又は「介護予防ケアプラン」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要支援認定を受けている場合



②要支援認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、利用者に対しサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、看護職員と連携のうえ、利用者から体調、健康状態を聴取、確認します。
- ③利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。サービス終了後、従業者の退職後も同様とします（守秘義務）。ただし、但し緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

サービス担当者会議など、利用者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 11 条参照）

- ・施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者又は契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所において、事業者の責任により利用者 に生じた損害については、

(1) 事故発生時

利用者の心身の安全を第一とし、その為に必要な処置を事故発生対応マニュアルに沿って行ないます。

必要に応じ家族への連絡、関係機関への連絡を速やかに行ないます。

(2) 事後処理

事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者又は契約者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 15 条参照）

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書（任意用紙）をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が老人福祉施設等に入所された場合
- ③利用者の介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランが変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者又は契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。